

吹田市立学校規模検討委員会報告書

令和3年（2021年）7月

吹田市立学校規模等検討委員会

目 次

はじめに

第1章 適正規模・適正配置を検討する際の基本的な考え方

第2章 吹田市の状況について（児童生徒数・学級数等）

- 1 児童生徒数の推移
- 2 児童生徒数の将来推計
- 3 留守家庭児童育成室受け入れ児童

第3章 小・中学校の学校規模について

- 1 大規模校、小規模校のメリット、デメリット
- 2 学校規模の分類

第4章 過大規模校、過小規模校の課題対策について

- 1 国による課題解消の例示等
- 2 35人学級編制実施による普通教室確保について
- 3 吹田市の取組方策

第5章 今後の検討課題

おわりに

参考資料

資料1 諮問書（写）

資料2 吹田市立学校規模等検討委員会規則

資料3 吹田市立学校規模等検討委員会委員

資料4 検討委員会開催経過・内容

資料5 令和2年度（2020年度）児童生徒数推計表

資料6 吹田市小・中学校配置図

資料7 学校規模に関する関係法令等（抜粋）

資料8 義務標準法一部改正（概要）

資料9 令和8年度（2026年度）までの小学校別教室過不足数及び学校規模（35人学級導入後）

はじめに

全国的に少子化が進んでいるなかで、本市小・中学校の児童生徒数は、全体においては、住宅開発や流入等により今後10年間は増加する見込みで、30年後も現在と同程度の規模を維持することが見込まれています。

学校規模の考え方については、平成14年（2002年）3月「吹田市立小・中学校の適正規模についての基本的な考え方」の中で示していますが、およそ20年が経過した現在、地域的には小規模となる見込みの学校がある一方、住宅開発等の影響により児童生徒数の局所的な増加により学校規模が過大となっている学校や、教室の不足が見込まれ、増築工事や特別教室の普通教室転用等が必要な学校ができるなど、学校規模による課題が生じています。

このような状況から、吹田市教育委員会は、「生命かがやき ともにつながり 未来を拓く吹田の教育」の実現に向けて、豊かな学びを支援する教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するため、下記事項について、令和2年（2020年）7月2日に、吹田市立学校規模等検討委員会（以下「当検討委員会」という。）に対し諮問を行いました。

以来、当検討委員会は、本市小・中学校の現状や今後の児童生徒数の推移などを基に、これからの教育を取り巻く環境や社会情勢の動向なども考慮し、令和3年（2021年）7月までに計5回の議論を慎重に重ねてきました。

このたび、この諮問に対して、当検討委員会の意見等を取りまとめましたので、答申を行い、その考え方を報告します。

諮問事項

1. 学校規模等における基本的な考え方について
2. 本市学校規模の課題に対する具体的な方策について

第1章 適正規模・適正配置を検討する際の基本的な考え方

当検討委員会において、小・中学校の規模や課題についての議論を進めるうえで、前提となる基本的な考え方は次のとおりです。

1 子供たちにとってより良い教育環境を作る

小・中学校は、児童生徒が集団生活の中で豊かな人間関係を築きながら社会性や協調性を身につけていく場です。

また、教育活動だけでなく、子供たちの生活の場としての視点も学校には必要であり、学校運営がしやすい環境づくりも重要であるなど、これらを多面的にとらえることが大事です。

これらについて、教育環境をどのように整備するかという観点から「子供たちにとってより良い教育環境を作る視点」をもって学校規模等を考えていくこととしました。

2 教育施設の効率的な運営を図る

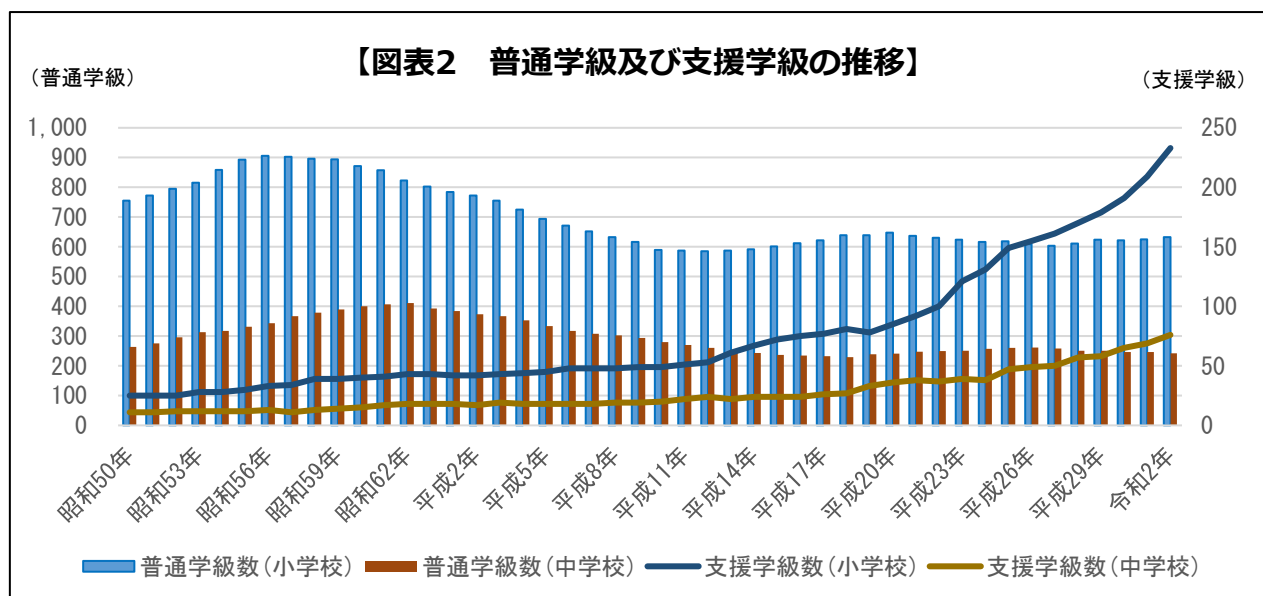
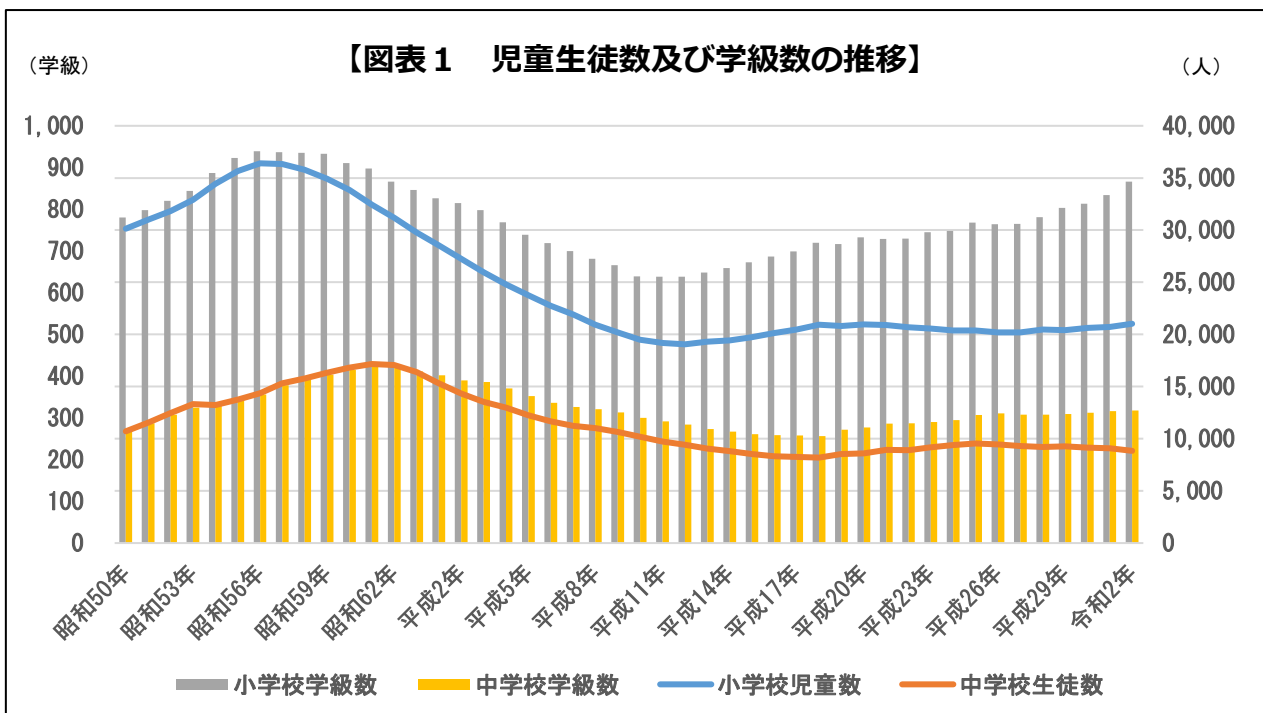
学校などの施設について、維持管理費用や修繕更新費用等の効率的な運用や、施設の長寿命化や公共施設の最適化を考えていくことも重要であり、児童生徒の教育のための限られた予算を、効率的かつ合理的に執行する必要があることから、「教育施設の効率的な運営を図る視点」も持ちながら議論することとしました。

第2章 吹田市の状況について（児童生徒数・学級数等）

1 児童生徒数の推移

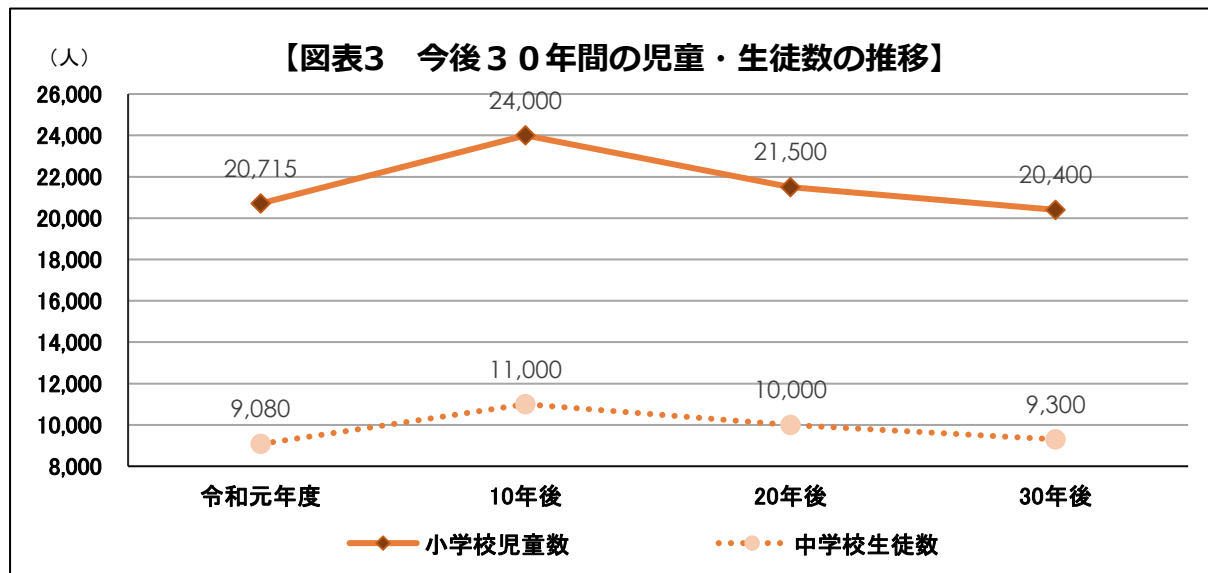
小学校の児童数は、昭和56年度（1981年度）の36,406人をピークに、令和2年度（2020年度）では21,017人まで減少し、ピーク時の約60%になっています。また、中学校の生徒数は、昭和61年度（1986年度）の17,167人をピークに、令和2年度（2020年度）では8,851人に減少し、ピーク時の約50%となっています。

また、小学校及び中学校の学級数もほぼ同じような推移となっていますが、支援学級数をみると増加している状況です。



2 児童生徒数の将来推計（第2期吹田市教育振興基本計画 吹田市教育ビジョンより）

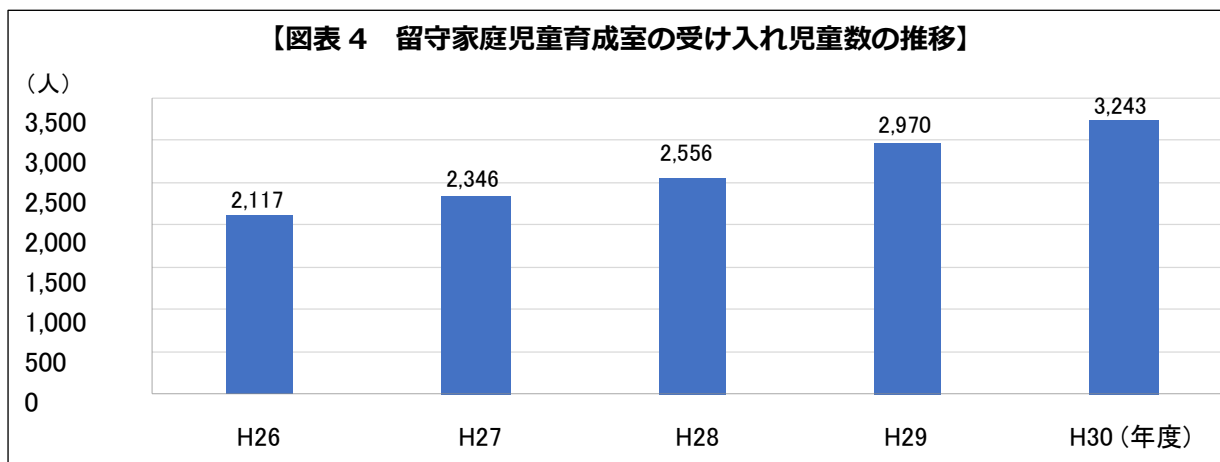
市全体の児童生徒数は、過去10年間の人口変化による純移動や現在の出生率、今後想定されている住宅開発の影響等を基に推計すると、今後10年間は増加する見込みです。その後減少に転じますが、30年後も令和元年度と同程度の人数を維持することが見込まれます。



3 留守家庭児童育成室受け入れ児童

共働き家庭の増加に伴い、すべての就学児童が放課後などを安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、平成26年(2014年)に厚生労働省及び文部科学省は、「放課後子ども総合プラン」を策定しました。（平成30年(2018年)には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定）

市全体の留守家庭児童育成室の受け入れ児童数は平成26年度(2014年度)以降増加しており、平成29年(2017年)に対象学年を小学校4年生まで拡大したことでさらに増加しています。



(第2期吹田市教育振興基本計画 吹田市教育ビジョンより)

第3章 小・中学校の学校規模について

学校教育法施行規則第41条において「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。」とし、中学校も同規則第79条において小学校の規定を準用するとしています。しかし、一方では、「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。」とも規定しており、地域の実態や実情等を考慮した上で、検討することが必要となります。

吹田市においては、大規模校、小規模校があり、それぞれに良い点と課題があることから、各学校で良い点を伸ばしながら、課題克服に向けた様々な教育上の工夫を行っています。

そこで、当検討委員会では、それぞれのメリット、デメリットについて以下の様にまとめました。

1 大規模校、小規模校のメリット、デメリット

(1) 大規模校

ア メリット

- ・ いろいろな子がいるので社会の縮図がそこにあり、多様な人間関係ができる
- ・ (教職員間でも) 新しいアイデアが出てくるなど、広がりやすい
- ・ 多くの教員が関わるので、子供たちも多様な価値観が得られやすい
- ・ クラブ活動の種類が多くできる
- ・ クラス替えで、シャッフルが可能なので、新たな人間関係が構築しやすい
- ・ 集団としての力を発揮できる機会が多い

イ デメリット

- ・ 施設の大きさ・数と人数の課題がある。施設の規模に比べて人数が多い場合、運動会なども運営等が大変
- ・ 大規模校でも小規模校でも特別教室の数は一緒なので、クラス合同で割り当てでの活動にせざるを得ない場合がある
- ・ 特別教室の割当に変更や融通をつけることが難しい
- ・ クラブの練習場所の割り当てが少ない
- ・ 大きくなりすぎると、人をまとめるのが大変であり、人間関係が希薄化する
- ・ 目立たない児童・生徒にスポットが当たりにくい
- ・ 一人ひとりの活動に制限がかかり、学校行事の役割など様々な経験ができる機会が少ない
- ・ 運動場等の一人当たりの活動範囲が狭くなり十分な活動が難しい
- ・ 大規模校の場合はアンケート集約などの事務量が多い
- ・ 教員、特に管理職の事務量が多い

(2) 小規模校

ア メリット

- ・ 学校全体で（学年間での）縦の関わりが非常にしやすい
- ・ 他学年の児童も把握しやすく、担当学年以外の児童との関係も深まり、支援や声かけが細やかにできる
- ・ 一人ひとりの体験、経験の機会が多い
- ・ 年を重ねても旧交を温めることが容易で（当時の顔ぶれを）もち続ける
- ・ 運動会の一人当たりの参加種目が多い
- ・ 落ち着いた環境で学校生活が送れる
- ・ 教員の目が届きやすい
- ・ 子供の様子を観察しやすくなるため、支援がしやすい

イ デメリット

- ・ 学年行事の運営などを1人でやることもあるので、新任教員は苦勞する面もある
- ・ 学年の人数により、学級数が減った時の差が大きい（在籍が41人だと2クラスで、1クラス当たり20人～21人となり、次の年一人転出して40人になると1クラスになるので40人の1学級になる）
- ・ 複数の教員が病気等で休んだ場合、生徒指導上の課題が生じたときにカバーすることが困難
- ・ 合唱や合奏等は苦勞する。音楽の発表会等の迫力などが違うし、学校に備えてある楽器の種類も全く違う（楽器はあっても、少人数なので多くの楽器を使った演奏ができない）
- ・ 人数が足りないことでクラブ活動の種類等が制限される
- ・ 1学年1クラスになると、クラス替えなどが無く、ずっと同じメンバーとなるため、人間関係が固定化し、辛いと感じることも出てくる
- ・ 教員の目が届きやすい一方で、自立という面では課題が残る
- ・ いろいろな視点で、多様な考え方を出すことが難しい
- ・ 教職員の配置数が減るため、手厚い支援や、チームでの対応や支援が難しい
- ・ 小規模校ではPTA活動などでも役割が何回も回ってくる
- ・ 掃除の分担にしても一度に全員ですべての箇所をできずに、今日は廊下の日といった、日によって分担場所を変えたりしなければならない
- ・ 中学校では教科担任制を採用しており、生徒数に応じて教職員定数が決定する関係上、教員が配置されない教科が出てくる（例：芸術系・技術家庭科）。時間講師の配置等でしのぐこととなるが、時間割作成上での制約等の課題も考えられる

※ 文部科学省中央教育審議会の初等中等教育分科会における「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会〔第8回：H20.12.2〕」の配布資料において、以下の分類表をホームページに掲載しています。

学校規模によるメリット・デメリット

| | 小規模化 | | 大規模化 | |
|-----------|---|--|---|--|
| | メリット | デメリット | メリット | デメリット |
| 学習面 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ・1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ・児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ・児童・生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。 | |
| 生活面 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ・切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ・切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。 |
| 学校運営面・財政面 | <ul style="list-style-type: none"> ・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ・一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 ・校務分掌を組織的に実行しやすい。 ・出張、研修等に参加しやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教職員相互の連絡調整が図りづらい。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域社会との連携が図りやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。 |

2 学校規模の分類

次に、当検討委員会では、学校規模について、国の標準や、他市の状況、メリット、デメリットを踏まえ議論を重ねた結果、次のとおりとしました。

まず、他市等との相対的な位置付けの評価を行うためにも、国等で一般的に適切とされる目安を標準規模校とし、「望ましい規模」とします。

また、学級数の多い学校、少ない学校にはそれぞれ良い点と課題があり、各学校では良い点を伸ばしながら、様々な教育上の工夫を行っており、標準規模でなければ学校が成り立たないというものではありません。標準規模を外れる場合であっても、一定の範囲内にあってデメリットを補うだけの教育が行われる場合や、施設の制約等の事情も考慮して許容される範囲を大規模校または小規模校とします。

しかし、1つの特別教室等の使用可能数が、仮に月曜日から金曜日まで1日6時間授業の場合、1週間あたり30コマとなるため、31学級以上の過大規模校では、1つのクラスの特別教室の使用が週1回もままならず、また、運動場や体育館も複数学級で利用することになるなど、総合的な学習や適切な教育のスムーズな推進に支障をきたすことや、6学級以下の場合は、小学校では人数が少ないことからクラス替えが行えない、1学級あたり人数が極端に少ない等の課題が発生するなど教育の質の確保が困難となることから、速やかに課題解決を図るべき範囲を過大規模校及び過小規模校としました。

また、法改正の影響による学級数の増加や大型開発による急激な児童生徒数の増加により、大規模校でも教育環境に大きな影響を与える場合があることから、過大規模校や過小規模校のみを課題解決の学校ととらえるのではなく、平成14年の適正規模についての基本的な考え方にもあるように、小学校で25学級、中学校で22学級以上は適正化を図るべき課題解決の対象とする場合があると考えます。

なお、独自性の高い取組を進める学校もあることから、学校規模の在り方検討においては、そうした教育活動への配慮も大事であると考えます。

学校規模の分類

| 区 分 | 学級数 | |
|-------|----------|----------|
| | 小学校 | 中学校 |
| 過大規模校 | 31 学級以上 | 31 学級以上 |
| 大規模校 | 19～30 学級 | 19～30 学級 |
| 標準規模校 | 12～18 学級 | 12～18 学級 |
| 小規模校 | 7～11 学級 | 7～11 学級 |
| 過小規模校 | 6 学級以下 | 6 学級以下 |

第4章 過大規模校、過小規模校の課題対策について

過大規模校及び過小規模校の課題対策については、子供たちの学習指導面の向上とともに社会性やコミュニケーション能力の向上など、子供たちにとってより良い教育環境を作る観点を重視するとともに、費用対効果などの教育行政の効率的な運営の観点も含め議論しました。

また、児童生徒数の増加がみられる吹田市においては、令和2年（2020年）末に文部科学省より発表された35人学級編制の実施により、特に過大規模校がより影響を受けることとなったことから、この制度についても踏まえ、課題解決の方策について検討しました。

1 国による課題解消の例示等

文部科学省発出の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、以下のような事例が紹介されています。

(1) 学校の分離・新設

学校を新設し、既存校から分離する。

(2) 通学区域の見直し

ア 通学区域の見直し

小規模校や大規模校において、通学区域の一部を隣接する学校の通学区域に編入し、学校規模の適正化を計る。

イ 学校選択制の導入

市内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認める自由選択制度や、就学を希望することができる学校を限定する隣接区域選択制度、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める特認校制、特定の地域に居住する者に学校選択を認める特定地域選択制などがある。

ウ 統合

過小規模校の場合、学校を統合し学校規模を拡大する。

(3) 学校施設の増築等

教室数が不足する場合、校舎や教室等を増築する。

(4) 教職員数を増やすこと

過大規模校の場合、学校規模は見直さず教頭を複数配置することやミドルリーダーの役割を果たす教員を配置する等の工夫を行う。

これらについて以下のような意見がありました。

国による例示等についての意見

国による例示について、吹田市の状況と合わせて考えると、学校選択制はこれまで実績もなく、導入にあたっては、まず隣接区域選択制が望ましいとの意見や、学校を新設する土地がないなどの意見があった。

また、対象となる学校の個別の実情をそれぞれ整理し、一番適切な解決策を選択することが望ましいと思う。

なお、保護者・地域への説明や合意形成にあたっては、地理的な要因や予算、児童生徒数の推計など定量的な情報に基づく検討結果を示すことが重要であるとの意見もあった。

2 35人学級編制実施による普通教室確保について

令和3年(2021年)4月1日に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(いわゆる「義務標準法」)の一部を改正する法律案」が施行されました。

この制度では少人数による指導体制の計画的な整備について、小学校における学級編制の標準を令和7年度(2025年度)までに、35人に段階的に引き下げることをするものです。

(1) 現状・課題

令和3年度(2021年度)は、令和2年度(2020年度)まで大阪府が独自の方針として2年生も35人学級としていた方針をそのまま踏襲することから、実質の変化はないと思われます。

ただし、児童数増加による過大校対策を検討する学校においては、令和4年度(2022年度)以降、この学級編制の移行により、31学級以上の過大規模校となる小学校や保有普通教室が不足となる小学校が増加する見込みです。

(2) 教室確保のための取組策

教室確保に向けて、校舎の新築増築工事は期間もかかり、工事スペースの確保が必要で、日常の学校運営に不便をかけることとなることや、教室の確保を新築増築のみに頼ると、過大規模校が増加する一方で過小規模校は依然として残る状況となります。

全市的には、保有教室が不足する見込みの小学校がある一方、保有教室数が必要数を大幅に上回る見込みであることから、通学区域の見直し等についても検討し、過大規模校及び過小規模校の課題解消を図るべきとして議論しました。

35人学級への移行についての意見

35人学級への移行により、過大規模校となる学校数は増えますが、対策への基本的な方針としては同じだと考える。

(1) 通学区域の見直し等について

ア 通学区域を見直し、必要な教室数を確保する。

イ 学校選択制を導入し、過大規模校から規模や教室に余裕のある学校への選択を可能な隣接区域選択制とする。

ウ 過大規模校となる期間が数年程度と見込まれる場合は、増築等に対応する。その際は教職員の増員などの支援も併せて行う。

(2) 教室確保について

教育環境の改善の観点で考えると、少人数指導の教室や英語教室等を転用し、普通教室とすることは好ましくなく、通学区域の見直し等で対応すべきであると考え。

しかし、過大規模校となることが数年程度と見込まれる場合は、通学区域の見直しではなく、一時的に少人数等の教室を普通教室に割り当てることを許容範囲とすることもやむを得ないものと考え。

3 吹田市の取組方策

国の例示や、35人学級編制による課題への議論を踏まえ、以下の点について検討しました。

(1) 過小規模校対策

過小規模校については、以下の課題解決策を検討しました。

対策方法

ア 通学区域の見直し

隣接する学校の通学区域の一部を編入する。

イ 学校選択制（隣接区域選択制）の導入

隣接する学校の通学区域の一部を対象に隣接区域選択制を導入し、過小規模校の通学区域を拡大させる。

ウ 学校選択制（特認校制）の導入

過小規模校については、特別認定校として位置づけ、当該の学校に限って、市内全域からの児童生徒の入学を認める制度を導入する。

エ 学校の統合

通学区域の見直し等が実施できない場合や、実施によっても規模の課題が解決しない場合は、学校の統合も検討する。

対策方法に対する意見

過小規模校対策については、次のような意見があった。

- ・ 中学校の通学区域の小学校の規模があまりにも違う場合、過小規模校から入学してくる生徒が馴染みにくくなる可能性もあり、不登校などの原因にもつながる恐れがある。バランスを考えた通学区域の見直し、もしくは中学校の通学区域内での学校選択制の導入が必要と考える
- ・ 学校選択制については、特定の学校に希望が集中したり、小規模校がより小規模化しないような制度設計が必要である
- ・ 学校は地域コミュニティの中核的な施設なので、統合を行う場合は児童生徒の教育環境の改善となることを地域住民に説明する必要があるなど。

まとめ

これまでの意見から過小規模校の課題改善を図る方策としては、以下の内容で対策を進めていくべきである。

- ・ 過小規模校については、集団生活の良さが生かしにくいことや、集団生活を通して培われる様々な資質や能力の向上が期待しにくいことから、個別の事情等を十分考慮しながら通学区域の見直しや統合などの手段によって解決されるようにすべきである。

(2) 過大規模校対策

過大規模校についても、以下の課題解決策を検討しました。

対策方法

ア 通学区域の見直し

大規模な学校に対しては、通学区域の一部を隣接する学校の通学区域に編入し、通学区域の規模を縮小させる。

イ 学校選択制の導入

特定の地域に住む児童生徒に限って、就学が指定されている学校か、他の学校を選択することを可能とする。

ウ 学校施設の整備

将来の学級数を見通して、教室改修や新築増築する際には、給食配膳室、職員室、トイレ等の整備も検討する必要がある。また、体育館や運動場も狭くなることも考慮する必要がある。

エ 教職員の増員

東京都や大阪市などのように副校長*などを設置して学校内の管理体制を強化することや、担任以外でもフォローできる教職員を増やすことなども検討する。

* 副校長とは、「校長を助け、命を受けて校務をつかさどる」（学校教育法第37条5項）者を行い、校長と教頭の間位置づけられる。

対策方法に対する意見

ICTの進展やグローバル化などを受け、学習指導要領の改訂、特別支援教育の推進、新放課後こども総合プランの策定など学校を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした変化により、過大規模校や大規模校においては、様々な活動に使用する教室や支援学級の増加、留守家庭児童育成室の増加などの要因も加わり普通教室の確保が困難になっている。

そのような状況において、過大規模校対策としては、次のような意見があった。

- ・ 大型開発などで新しいコミュニティが誕生する場合などは、通学区域の変更という考えでなく、新たな通学区域の設定と考えるべきではないか
- ・ 中学校の通学区域内限定での通学区域の見直しや学校選択制の導入には、一定の合理性があると思うことから、まずは地域コミュニティが形成される前の新規開発を中心に、最適な通学区域の見直しを検討すべきだと考える
- ・ 大規模な開発により児童生徒数が大幅に増加する地区については、当該地区の通学区域の学校が大規模校で、隣接する学校が小規模校であれば、隣接する学校の通学区域とする方がいいと考える
- ・ 通学区域の見直しをする場合、その地域に旧の学校に在籍している児童生徒がいる場合は、新しい学校の通学区域と指定するのか、学校選択制を導入して通学区域を弾力的に運用するか検討すべきである

- ・ 学校を選択した後、事情により当初の指定校へ変える場合は、従来の指定校変更の考えに沿って行うべきである
 - ・ 友人関係などを理由に、仲の良い者が誘い合って移動することにより、一部の学年だけ突出した移動希望となり、受け入れた小規模校側で、学年間の歪さが生じることを防ぐため、学校選択制の場合、指定先の受け入れに、学年ごとの上限を先に示しておく必要がある
 - ・ 教室不足など物理的な教育環境の課題に対しては、教職員の増配置等で児童生徒の教育環境を整えることにより、デメリットを少なくできるのではないか
 - ・ 標準規模以上の学校においては、増加傾向にある支援学級に使用する教室の確保も重要な課題である
- など。

まとめ

これまでの意見から過大規模校の課題改善を図る方策としては、以下の段階に整理し対策を進めていくべきである。

① 通学区域見直しの実施

- ア 中学校ブロック内の小学校の通学区域の見直しにより解決できる地区は、その範囲内で通学区域の見直しを実施
- イ 中学校ブロック内の小学校の通学区域の見直しにより解決できない地区は、隣接する中学校ブロックの小学校も含めた通学区域の見直しを実施
- ウ 隣接する中学校ブロックの小学校も含めた通学区域の見直しも困難な場合、より広域な通学区域の見直しを検討

② 通学区域の見直しが困難な場合

- ア 増築や建替えにより必要教室数を確保
- イ 隣接する小学校との間で学校選択制を導入
- ウ 加配教職員等を配置（吹田市に権限がないことが課題）

(3) 課題対策を進めるうえでの留意点等

留意点等に対する意見

学校規模の課題解決の留意点として、次のような意見が出た。

- 学校の施設整備計画は、築年数に加え、在籍児童数、学級数の推移、過大規模化や統廃合の可能性、他の中学校の通学区域の状況も含めて、教育施設の効率的な運営の観点から検討する必要がある
- 平成14年度と今とでは、児童生徒数の推移などは変わったのでしょうか。しかし、当時の議論で出されていた課題は今でも同じであると思う
- その地域の子供たちにとっても、より良い教育環境を提供することが教育委員会としては最優先事項であることを伝えていくべき
- 大規模校から小規模校へ通学区域の見直しや、通学区域を柔軟に見直しするだけでは課題の解消が困難な場合もあり、通学区域の状況に応じて様々な方策を検討すべき
- 予算にも限りある中、学校の老朽化対策も考えていかなければならない現状では、いろいろな対策を盛り込んでいく必要がある
- 子供たちのより良い教育環境の確保のため、保護者や地域住民への情報共有と自分たちの地域の子供たちにとっての課題であることの共有をお願いする
- 50年先の教育環境も見据えた建替え、新築計画をお願いする
- 目指すところは、あるエリアごとの規模の平準化や適正化を通じて、児童生徒により良い教育環境を提供することなので、まずは、全市レベル、中学校の通学区域レベル、学校単位レベルといった検討レベルごとに分けて課題を整理し、学校の在り方（検討する際のコンセプト）を定め、検討対象エリアを設定し、通学区域の見直し、学校選択制、学校の統合などのメニューを組み合わせることで課題解決を検討し、そのプロセスや結果についてメリット、デメリットを検証することを繰り返していくことになると思う
- 増築や建替え等により必要教室数の確保を検討する場合には、施設の維持管理費用や修繕更新費用、施設の長寿命化、公共施設の最適化等も踏まえた教育施設の効率的な運営を図る視点をもって取り組むことなど。

まとめ

これまでの意見から学校規模の課題解決に対しては、以下に示す内容に留意し、対策を進めていくべきである。

- 1 今回の対策は、地域の児童生徒の教育環境改善が最優先課題であり、子供たちにとってより良い教育環境の確保の視点で、標準的な学校規模の実現・維持を考えることが最も重要である

- 2 通学区域の見直しを行う場合には、目的や現状情報提供、対策案などについて、数的根拠等に基づいた丁寧な説明と意見集約を行い、対策案の見直しを行うべきである
- 3 平成14年度（2002年度）の推計と現状とを比較・検証し、今後の計画に幅をもたせることも必要である
- 4 中学校ブロック内での対策、中学校の通学区域をまたぐ場合についての対策を検討すべきである

第5章 今後の検討課題

1 通学区域の見直し

今回の検討委員会での議論は、過大規模校や過小規模校の教育環境の改善が趣旨ですので、通学区域の見直しも、まずはこの趣旨を評価基準とすべきです。

また、具体的な通学区域の見直し案の検討においてメリット、デメリットを分析する際も、基本的にはこの評価基準に沿って判断し、それ以外の地域性などの要件は評価基準から外して考えるべきです。

ただし、この評価基準以外にも評価基準として「課題対策を進めるうえでの留意点等」に示されることも合わせて考慮することは良いと思います。

2 保有教室の調査等

普通教室を増築する場合は、敷地内に一定の規模と形状が求められる一方、図書室、倉庫、更衣室等は、規模や形状が比較的自由的なスペースであるため、これら比較的自由度の高いスペースを確保することで、将来普通教室が不足した場合にこれらのスペースを普通教室に転用することが可能となります。

また、普通教室が不足した場合の解決策として、通学区域の見直しや、学校敷地内での増築の検討、不足分を同じ中学校の通学区域にある小学校のうち、敷地に余裕のある学校での増築の検討、敷地外での増築の検討等を行うこととなりますが、この検討する際の解決案の困難さや課題、解決の糸口などについて“見える化”することが重要です。

そのベースとなる、現在学校が保有している普通教室及び普通教室への転用が可能な教室数の正確な把握を専門家に協力を得ながら実施することが必要であると考えます。

3 学校施設の建替え等

子供たちにとってより良い教育環境を作るために、学校を管理していくこととなりますが、長期修繕計画や個別施設計画なども踏まえ、児童生徒数や学校規模の変動を考慮する間、既存施設の利用を優先することや、建替を検討する築年数等を事前に調査しておくことで、長期的に必要な事項や費用を把握することができ、各年度の修繕費用の平準化や計画的な確保にもつながります。今後の学校施設の建替えについてはこれらの点も踏まえて検討していくことが望ましいと考えます。

おわりに

教育委員会からの諮問を受け、当検討委員会では、「子供たちにとってより良い教育環境を作る視点」や「教育施設の効率的な運営を図る視点」に立ち、議論を進めてきました。

< 諮問 1：学校規模等における基本的な考え方について >

当検討委員会では、集団の中で学び合い、育ち合うためには、一定の集団規模であることが望ましいと考え、学校規模を、9頁「学校規模の分類」のように分類しました。そこで、過小規模や過大規模となれば、豊かな学びの場として十分な教育環境を保障することは難しいとの意見が多く出され、対策の必要性について議論がなされました。

また、いわゆる在籍人数や学級数等だけであらわされる学校の規模ではなく、豊かな学校生活を保障できる教育環境として、施設・設備・人的配置も含めた学校規模を考えることが重要であるとの共通認識をもちました。

今後の推計を注視し、現在および将来の過小規模校及び過大規模校について、対策を検討されるよう願うものです。

< 諮問 2：本市学校規模の課題に対する具体的な方策について >

吹田市においては、各校の状況に合わせた工夫を行いながら、豊かな教育の推進を進めてきました。しかしながら、近年、再開発が進む地域、千里ニュータウンの集合住宅の建て替えなどにより学校規模の二極化が進んでいます。さらに、令和3年（2021年）3月31日に可決された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」が4月1日に施行されたことから、特に過大規模校の増加が見込まれています。

これらの現状を踏まえ、当検討委員会では、通学区域の見直し、施設の増改築、人的配置等、様々な方策について議論がなされました。今後、吹田市教育委員会で各学校の通学区域の実情に合わせた対策等を検討・実施するにあたっては、「子供たちにとってより良い教育環境を作る視点」を十分尊重され、具体的施策を検討されることを願うものです。

参考資料

資料 1 諮問書（写）

資料 2 吹田市立学校規模等検討委員会規則

資料 3 吹田市立学校規模等検討委員会委員

資料 4 検討委員会開催経過・内容

資料 5 令和 2 年度（2020 年度）児童生徒数推計表

資料 6 吹田市小・中学校配置図

資料 7 学校規模に関する関係法令等（抜粋）

資料 8 義務標準法一部改正（概要）

資料 9 令和 8 年度（2026 年度）までの小学校別教室過不足数及び学校規模（35 人学級導入後）

2学政第308号
令和2年7月2日
(2020年)

吹田市立学校規模等検討委員会
委員長様

吹田市教育委員会
教育長 原田 勝

吹田市立学校規模等検討委員会への諮問について

吹田市立小、中学校のより良い教育環境を整備し、豊かな学びを支援するため、吹田市立学校規模等検討委員会規則第2条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

学校規模等に関する基本的な考え方及び本市学校規模の課題に対する具体的な方策について

吹田市立学校規模等検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市立学校規模等検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校規模等に係る基本的な考え方及び施策について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 吹田市立の小学校又は中学校の校長又は教員
- (3) 学校教育関係者

3 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校教育部教育政策室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

吹田市立学校規模等検討委員会委員

| 氏名 | 選出区分 | 所属 | 任期 |
|---------------------|------------------------------|------------------|-------------------------------|
| モリシマケンジ 森島 研次 | 学識経験者 | 関西女子短期大学 教授 | 令和2年6月25日から 当該諮問に対する答申の時まで |
| ワカモトカズヒト 若本 和仁 | 学識経験者 | 大阪大学 准教授 | 令和2年6月25日から 当該諮問に対する答申の時まで |
| モリタナオキ 森田 直樹 | 吹田市立の小学校 又は中学校の校長 又は教員 | 吹田市立古江台中学校 校長 | 令和2年6月25日から 当該諮問に対する答申の時まで |
| エシタタケン 江下 毅 | 吹田市立の小学校 又は中学校の校長 又は教員 | 吹田市立南山田小学校 校長 | 令和2年6月25日から 当該諮問に対する答申の時まで |
| ウエダシンイチロウ 植田 真一郎 | 学校教育関係者 | 吹田市PTA協議会 | 令和2年6月25日から 当該諮問に対する答申の時まで |
| シオジヒロコ 塩路 裕子 | 学校教育関係者 | 吹田市PTA協議会 | 令和2年6月25日から 当該諮問に対する答申の時まで |

吹田市立学校規模等検討委員会 開催経過・内容

| | 開催日 | 内 容 |
|-----|---------------|--|
| 第1回 | 令和2年7月2日(木) | 諮問及び吹田の状況について 1 委員長及び副委員長の選出について 2 諮問について 3 吹田市の状況について 4 今後の進め方について |
| 第2回 | 令和2年10月27日(火) | 学校規模の基本的な考え方 1 学校規模を検討する際に必要な視点について 2 学校規模について 3 小規模校・大規模校の課題等について 4 小規模校、大規模校の分類 5 課題検討の範囲 |
| 第3回 | 令和3年3月8日(月) | 過大規模校、過小規模校の課題対策について 1 国による例示等 2 35人学級移行による普通教室確保について 3 吹田市の取組方策 |
| 第4回 | 令和3年3月30日(火) | 意見とりまとめ 答申(案)について |
| 第5回 | 令和3年7月14日(水) | 答申 |

吹 田 市 立 小 学 校 児 童 数 推 計

令和2年6月1日現在

| 学校名 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|-----|-------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 |
| 1 | 吹田第一小 | 256 | 10 | 256 | 9 | 273 | 10 | 273 | 10 | 282 | 11 | 286 | 11 | 294 | 12 |
| 2 | 吹田第二小 | 365 | 12 | 367 | 12 | 375 | 13 | 405 | 14 | 410 | 14 | 457 | 15 | 466 | 14 |
| 3 | 吹田第三小 | 457 | 14 | 459 | 14 | 481 | 15 | 470 | 15 | 497 | 16 | 518 | 16 | 520 | 16 |
| 4 | 吹田東小 | 295 | 12 | 285 | 12 | 297 | 12 | 295 | 11 | 294 | 11 | 287 | 11 | 287 | 11 |
| 5 | 吹田南小 | 858 | 26 | 887 | 25 | 940 | 27 | 985 | 29 | 1018 | 30 | 1044 | 31 | 1056 | 32 |
| 6 | 吹田第六小 | 270 | 10 | 295 | 10 | 285 | 10 | 300 | 11 | 306 | 12 | 298 | 12 | 289 | 12 |
| 7 | 千里第一小 | 757 | 22 | 775 | 23 | 774 | 24 | 794 | 25 | 775 | 24 | 763 | 24 | 749 | 23 |
| 8 | 千里第二小 | 941 | 27 | 1,030 | 27 | 1,115 | 31 | 1,177 | 32 | 1185 | 33 | 1193 | 33 | 1192 | 34 |
| 9 | 千里第三小 | 1,034 | 29 | 1,033 | 29 | 1,077 | 31 | 1,090 | 32 | 1112 | 32 | 1121 | 33 | 1141 | 33 |
| 10 | 千里新田小 | 846 | 25 | 846 | 25 | 856 | 25 | 887 | 26 | 892 | 26 | 902 | 27 | 892 | 26 |
| 11 | 佐井寺小 | 622 | 18 | 637 | 19 | 631 | 18 | 610 | 17 | 599 | 17 | 581 | 17 | 565 | 18 |
| 12 | 東佐井寺小 | 555 | 16 | 527 | 16 | 499 | 15 | 494 | 16 | 473 | 16 | 471 | 16 | 447 | 14 |
| 13 | 岸部第一小 | 246 | 9 | 245 | 9 | 236 | 9 | 254 | 10 | 274 | 11 | 279 | 11 | 307 | 12 |
| 14 | 岸部第二小 | 600 | 17 | 628 | 18 | 597 | 18 | 590 | 18 | 542 | 17 | 512 | 15 | 485 | 15 |
| 15 | 豊津第一小 | 1,040 | 30 | 1,092 | 32 | 1,089 | 32 | 1,106 | 32 | 1,120 | 32 | 1,163 | 33 | 1,232 | 35 |
| 16 | 豊津第二小 | 539 | 17 | 522 | 17 | 535 | 17 | 564 | 18 | 601 | 20 | 661 | 21 | 704 | 21 |
| 17 | 江坂大池小 | 447 | 13 | 471 | 14 | 503 | 15 | 526 | 16 | 525 | 17 | 533 | 18 | 516 | 17 |
| 18 | 山手小 | 548 | 15 | 548 | 17 | 566 | 18 | 582 | 18 | 583 | 18 | 572 | 18 | 558 | 18 |
| 19 | 片山小 | 884 | 26 | 923 | 26 | 926 | 26 | 967 | 27 | 944 | 26 | 950 | 27 | 931 | 27 |
| 20 | 山田第一小 | 499 | 16 | 503 | 16 | 498 | 15 | 498 | 16 | 507 | 17 | 482 | 15 | 452 | 14 |

資料5

吹 田 市 立 小 学 校 児 童 数 推 計

令和2年6月1日現在

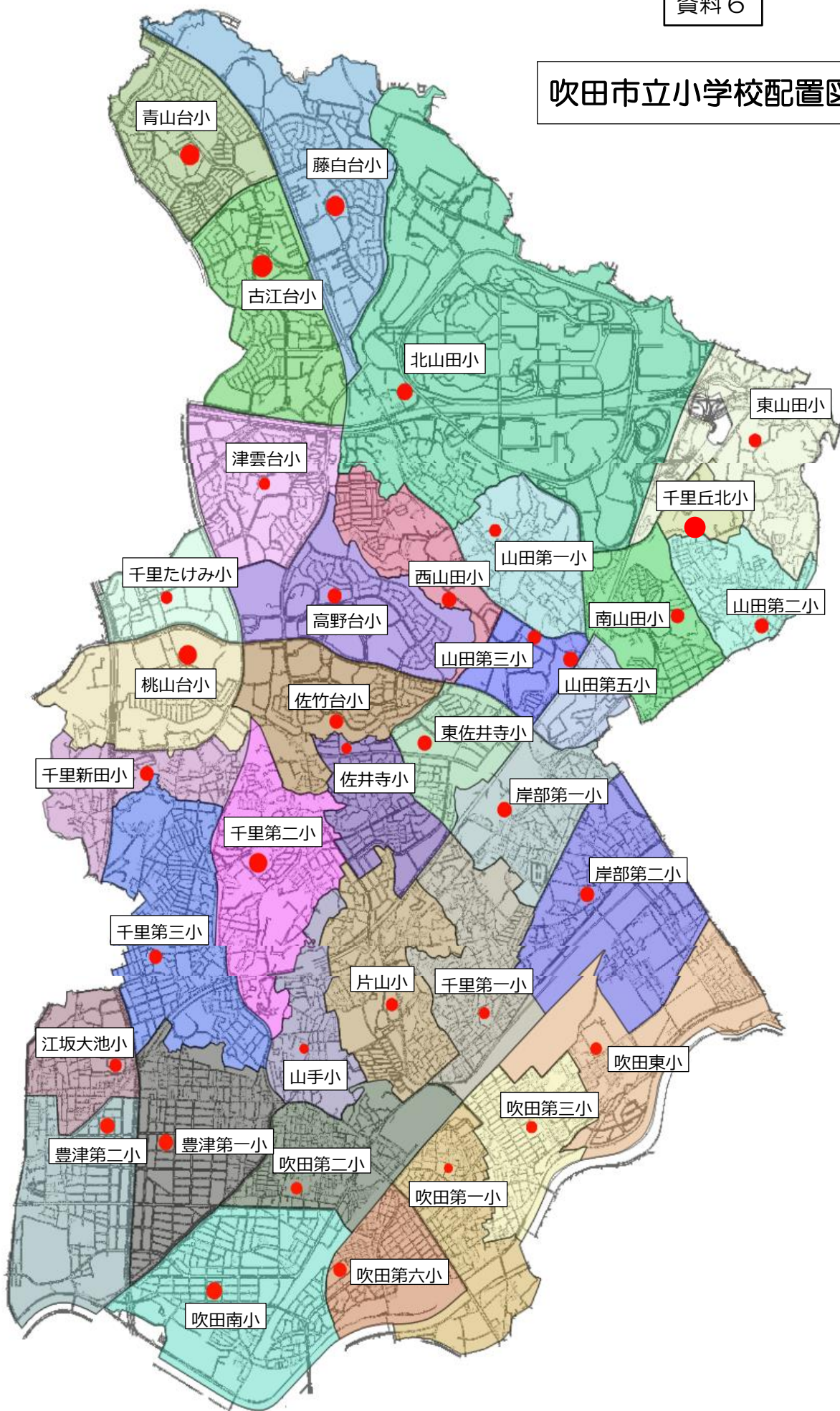
| 学校名 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|------|--------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
| | | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 |
| 21 | 山田第二小 | 477 | 14 | 540 | 16 | 553 | 17 | 595 | 18 | 622 | 19 | 641 | 19 | 628 | 18 |
| 22 | 山田第三小 | 330 | 12 | 306 | 12 | 300 | 12 | 302 | 12 | 319 | 12 | 333 | 12 | 368 | 13 |
| 23 | 山田第五小 | 213 | 8 | 209 | 8 | 193 | 7 | 181 | 6 | 175 | 6 | 172 | 6 | 180 | 6 |
| 24 | 東山田小 | 1,111 | 30 | 1,083 | 30 | 1,038 | 29 | 1,015 | 29 | 929 | 26 | 856 | 24 | 778 | 23 |
| 25 | 南山田小 | 1,082 | 31 | 1,078 | 31 | 1,014 | 29 | 966 | 28 | 933 | 27 | 892 | 25 | 844 | 24 |
| 26 | 西山田小 | 442 | 14 | 429 | 13 | 429 | 13 | 422 | 13 | 407 | 12 | 381 | 12 | 343 | 12 |
| 27 | 北山田小 | 527 | 16 | 517 | 16 | 534 | 17 | 504 | 16 | 513 | 17 | 492 | 16 | 479 | 16 |
| 28 | 千里丘北小 | 651 | 20 | 790 | 23 | 914 | 26 | 1,000 | 29 | 1,038 | 29 | 1,063 | 30 | 1,054 | 31 |
| 29 | 佐竹台小 | 746 | 21 | 808 | 24 | 848 | 25 | 850 | 24 | 929 | 27 | 933 | 27 | 900 | 26 |
| 30 | 高野台小 | 249 | 8 | 284 | 10 | 282 | 10 | 289 | 11 | 288 | 11 | 516 | 16 | 742 | 23 |
| 31 | 津雲台小 | 529 | 15 | 588 | 19 | 654 | 21 | 684 | 21 | 697 | 21 | 715 | 21 | 707 | 20 |
| 32 | 古江台小 | 530 | 18 | 610 | 19 | 637 | 20 | 698 | 21 | 831 | 24 | 876 | 26 | 921 | 28 |
| 33 | 藤白台小 | 727 | 21 | 813 | 22 | 862 | 24 | 898 | 26 | 949 | 28 | 931 | 28 | 1,055 | 30 |
| 34 | 青山台小 | 228 | 8 | 264 | 8 | 347 | 13 | 380 | 14 | 415 | 14 | 460 | 14 | 470 | 15 |
| 35 | 桃山台小 | 751 | 21 | 783 | 22 | 822 | 25 | 833 | 24 | 837 | 24 | 870 | 25 | 866 | 24 |
| 36 | 千里たけみ小 | 365 | 12 | 419 | 14 | 444 | 14 | 455 | 13 | 505 | 17 | 516 | 17 | 509 | 17 |
| 計36校 | | 21,017 | 633 | 21,850 | 657 | 22,424 | 683 | 22,939 | 698 | 23,326 | 714 | 23,720 | 722 | 23,927 | 730 |

吹田市立中学校生徒数推計

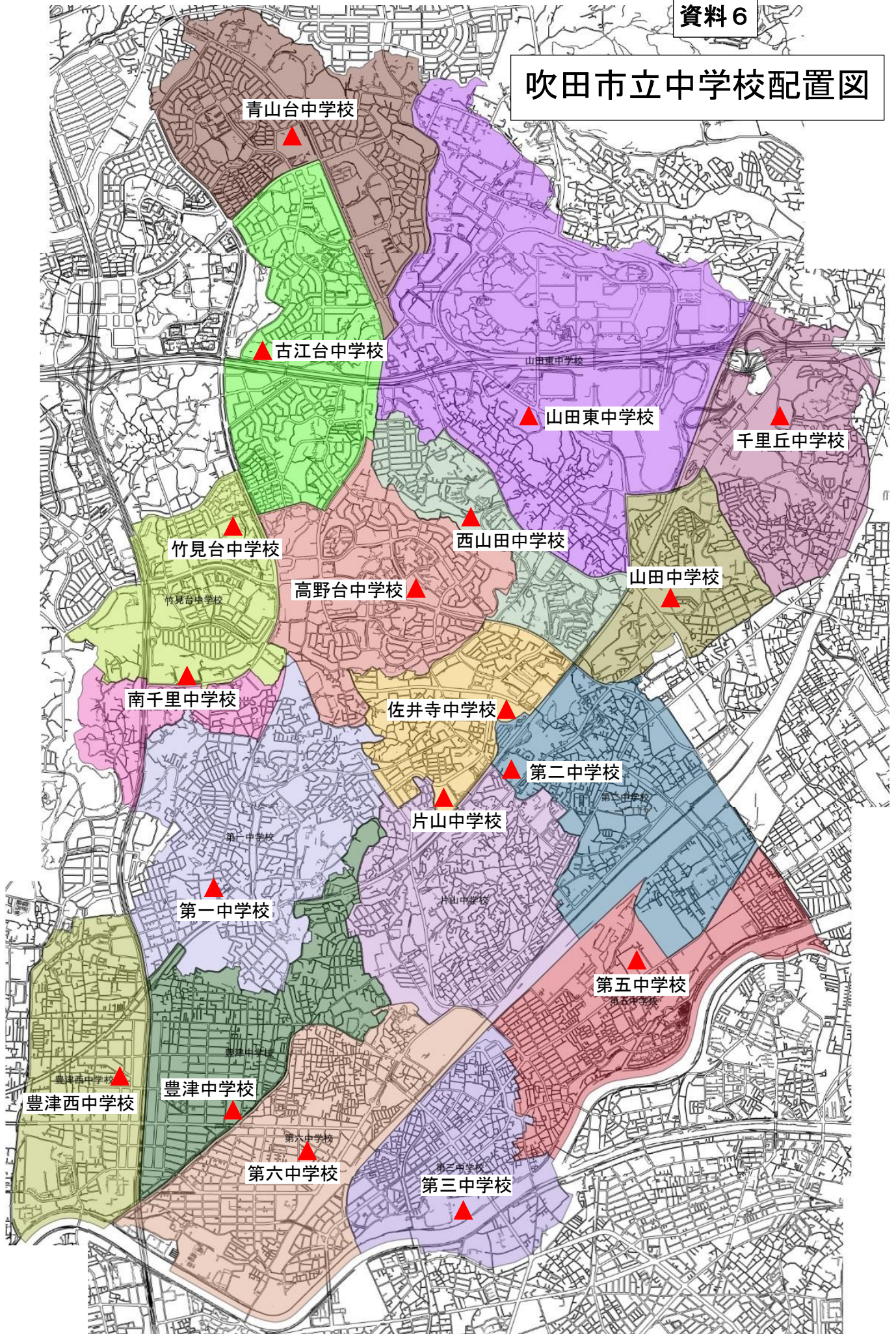
令和2年6月1日現在

| 学校名 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|--------|------|-------|-----|-------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
| | | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 |
| 1 | 第一中 | 804 | 21 | 885 | 22 | 974 | 26 | 1,066 | 27 | 1098 | 27 | 1118 | 27 | 1111 | 27 |
| 2 | 第二中 | 362 | 12 | 390 | 12 | 429 | 12 | 428 | 11 | 440 | 11 | 417 | 11 | 430 | 12 |
| 3 | 第三中 | 277 | 9 | 260 | 7 | 271 | 8 | 269 | 8 | 269 | 8 | 267 | 8 | 271 | 8 |
| 4 | 第五中 | 385 | 11 | 379 | 11 | 373 | 10 | 388 | 11 | 381 | 10 | 389 | 11 | 364 | 10 |
| 5 | 第六中 | 444 | 12 | 502 | 13 | 532 | 14 | 587 | 15 | 587 | 15 | 605 | 15 | 636 | 16 |
| 6 | 片山中 | 739 | 19 | 705 | 18 | 760 | 20 | 775 | 20 | 826 | 21 | 829 | 20 | 870 | 21 |
| 7 | 佐井寺中 | 584 | 15 | 603 | 16 | 607 | 16 | 618 | 16 | 604 | 15 | 580 | 15 | 563 | 15 |
| 8 | 南千里中 | 379 | 11 | 383 | 11 | 406 | 12 | 420 | 12 | 426 | 12 | 417 | 12 | 426 | 12 |
| 9 | 豊津中 | 675 | 18 | 728 | 19 | 782 | 20 | 815 | 21 | 807 | 21 | 810 | 21 | 810 | 21 |
| 10 | 豊津西中 | 390 | 11 | 434 | 11 | 453 | 11 | 489 | 12 | 477 | 12 | 480 | 12 | 497 | 13 |
| 11 | 山田中 | 749 | 19 | 736 | 19 | 747 | 20 | 734 | 19 | 725 | 19 | 672 | 17 | 610 | 16 |
| 12 | 西山田中 | 375 | 11 | 395 | 11 | 393 | 11 | 406 | 11 | 373 | 10 | 367 | 10 | 366 | 10 |
| 13 | 山田東中 | 479 | 13 | 491 | 13 | 513 | 13 | 515 | 12 | 502 | 12 | 523 | 13 | 511 | 13 |
| 14 | 千里丘中 | 845 | 22 | 912 | 23 | 1,005 | 25 | 1,052 | 26 | 1,134 | 28 | 1,154 | 28 | 1,230 | 30 |
| 15 | 高野台中 | 337 | 9 | 344 | 9 | 429 | 11 | 489 | 13 | 585 | 15 | 637 | 16 | 723 | 19 |
| 16 | 青山台中 | 311 | 9 | 396 | 11 | 465 | 12 | 514 | 13 | 506 | 13 | 579 | 16 | 653 | 17 |
| 17 | 竹見台中 | 318 | 9 | 402 | 10 | 496 | 13 | 557 | 14 | 594 | 15 | 613 | 16 | 648 | 17 |
| 18 | 古江台中 | 398 | 11 | 464 | 12 | 484 | 13 | 522 | 14 | 576 | 15 | 611 | 16 | 652 | 17 |
| 計 18 校 | | 8,851 | 242 | 9,409 | 248 | 10,119 | 267 | 10,644 | 275 | 10,910 | 279 | 11,068 | 284 | 11,371 | 294 |

吹田市立小学校配置図



吹田市立中学校配置図



学校規模に関する関係法令等（抜粋）

● 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省第 11 号）

（学級数の標準）

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の
実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。

※同規則第 79 条により、中学校にも準用する。

● 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号）

（適正な学校規模の条件）

第 4 条 法第 3 条第 1 項第 4 号※の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校においてはおおむね 4 km 以内、中学校にあってはおおむね 6 km 以内であること。
- 2 5 学級以下の学級数の学校と前項第 1 号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「18 学級」とあるのは、「24 学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第 1 号又第 2 号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる条件に適合するものとみなす。

※【義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律】

第 3 条 国は政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。
この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

- 一 公立の小学校、中学校（第 2 号の 2 に該当する中学校を除く。同号を除き、以下同じ。）及び義務教育学校における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費 二分の一

（2 号～4 号略）

2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第 4 号の適正な規模の条件は、政令で定める。

● 文部省助成課「これからの学校施設づくり」資料（昭和 59 年） 学級数による学校規模の分類（小学校・中学校に適用）

| 学校規模 | 過小規模 | 小規模 | 統合の場合の適正規模 | | 大規模 | 過大規模 |
|------|------|------|------------|-------|-------|-------|
| | | | 適正規模 | | | |
| 学級数 | 1～5 | 6～11 | 12～18 | 19～24 | 25～30 | 31 以上 |

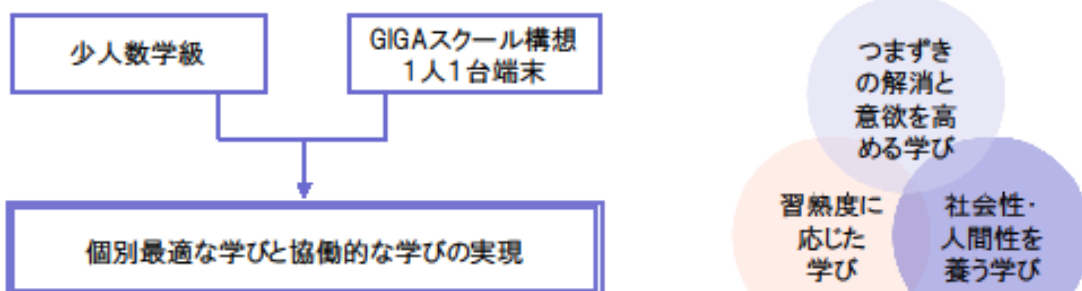
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校[※]の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】

【個別最適な学びと協働的な学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1) 学級編制の標準の引下げ【第3条第2項関係】

小学校の学級編制の標準を現行の40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2) 少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)【附則第2条第1項関係】

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

| 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|----|----|----|----|----|----|
| 学年 | 小2 | 小3 | 小4 | 小5 | 小6 |

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

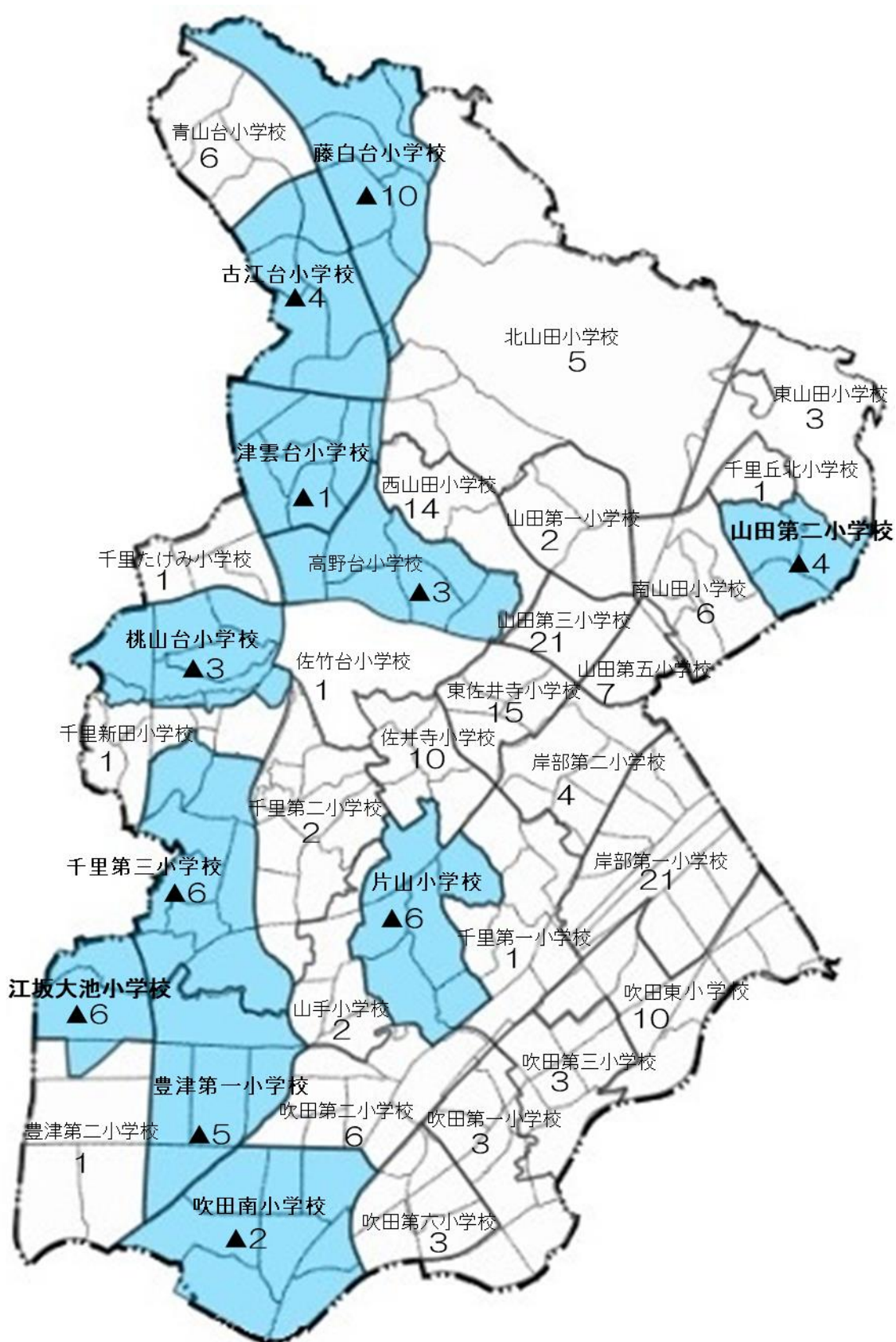
(3) その他(検討規定)【附則第3条関係】

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

令和8年度(2026年度)までの教室過不足数(35人学級導入後)



令和8年度(2026年度) 小学校別 学校規模(35人学級導入後)

